

6次産業化総合支援強化事業（農林水産加工整備事業）実施要領

（趣旨）

第1条 6次産業化総合支援強化事業（農林水産加工整備事業）補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（事業内容）

第2条 この事業は、6次産業化等に取り組む農林水産業者等が開発した6次化商品の量産に取り組む際に必要となる加工機器等の導入を支援する。

（実施主体及び採択要件等）

第3条 この事業の実施主体及び採択要件等は、別表のとおりとする。

（事業実施計画等の承認申請）

第4条 次に掲げる計画書又は実績書の様式は、様式第1号とする。

（1）要項第6条第2項第1号の事業計画書

（2）要項第13条第2項第1号の事業実績書

ただし、様式第2号の財産管理台帳を添付するものとする。

（事業実施計画等の変更承認申請）

第5条 次に掲げる計画書の様式は、様式第1号を準用するものとする。

（1）要項第5条第1項の事業実施変更計画書

（2）要項第8条第2項の事業変更計画書

（財産の処分の制限）

第6条 要項第17条の本事業により取得した財産の処分の制限期間は、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条に定める期間を準用する。

（その他）

第7条 知事は、必要に応じて、補助事業実施者の本事業に係る経理内容を調査し関係書類等の閲覧を求めることができる。

また、必要に応じて事業の成果等に関する追跡調査を実施できるものとする。

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年１０月１７日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月２４日から施行する。

附 則

この要領は、平成３１年４月１７日から施行する。

附 則

この要領は、令和３年５月１８日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月２５日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１６日から施行する。